

市史編さん業務委託  
公募型プロポーザル募集要項

令和8年4月17日

浦安市 総務部 法務文書課

## 1. 事業の趣旨及び目的

本募集要項は、市史編さん業務委託の優先契約候補者を選定するために実施する公募型プロポーザルの概要、審査手順等を示すものです。

## 2. 概要

### (1) 件名

市史編さん業務委託

### (2) 業務内容

別添「市史編さん業務委託内容書」のとおりとする。

### (3) 履行期間

契約締結日の翌日から令和11年3月30日まで。

※ 製本成果物の納品について、本編上下巻は令和11年1月中とする。また概要版は本編に先行して制作し、その時期は調整により決定する。

### (4) 委託上限額

58,950,000円（消費税及び地方消費税を含む）

※ 金額は全期間の金額とする（3か年の債務負担行為）

年度別予算限度額	令和8年度	9,900,000円
	令和9年度	19,800,000円
	令和10年度	29,250,000円

### (5) 履行場所

浦安市猫実一丁目1番1号 浦安市役所

### (6) 事務局

浦安市総務部 法務文書課 情報公開・文書係

電話：047-351-1111（代表）内線12615

FAX：047-353-4075

E-mail：homubunsyo@city.urayasu.lg.jp

## 3. 参加資格要件

応募者は、次の要件を全て満たしていなければならない。なお、本プロポーザル期間中に要件を満たさなくなった場合は、その時点で失格とする。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していない者であること。

(2) 浦安市入札参加資格者名簿に登録されているもののうち、「委託」に登録があるもの。ただし、対象業務の特殊性などを考慮し、名簿に登録されていない者が参加することもできるものとする。

※ 浦安市入札参加資格者名簿に登録されていないものが受託者に選定された場合、契約締結時までに資格登録申請すること。

(3) 浦安市入札参加資格者指名停止措置要綱の規定による停止措置を受けていない者であること。

- (4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者及び民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。ただし、更生手続開始の決定又は再生計画認可の決定が応募書類の提出日以前になされている場合はこの限りではない。
- (5) 破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく破産手続開始の申し立て中又は破産手続期中でないこと。
- (6) 法人税、法人市県民税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- (7) 見積金額の設定が前項(4)で定めた各年度の限度額内であること。

#### 4. 募集及び選定スケジュール

募集要項の公表	令和 8 年 4 月 17 日(金)
質問の締切	令和 8 年 4 月 28 日(火) 午後 5 時
質問への回答	令和 8 年 5 月 8 日(金)
応募締切（応募書類の提出期限）	令和 8 年 5 月 18 日(月) 午後 4 時
第 1 次審査結果の通知	令和 8 年 5 月 22 日(金)（予定）
第 2 次審査（ヒアリング）の実施	令和 8 年 5 月 26 日(火)（予定）
審査結果の公表	令和 8 年 6 月上旬予定
契約協議・契約の締結	令和 8 年 6 月下旬予定

#### 5. 応募手続

- (1) 浦安市公式ホームページに募集要項を掲載・公表して募集を行う。募集期間は、令和 8 年 4 月 17 日(金)から 5 月 18 日(月)午後 4 時までとする。
- (2) 質問の受付と回答
  - ア 質問事項は、「市史編さん業務委託公募型プロポーザル応募様式集」（以下「資料 1」という。）の質問書（様式 1）に必要事項を記入し、上記「2. 概要」の(6)で示す事務局のメールアドレスに、件名を「市史編さん業務委託（質問事項）」とし、Eメールで提出すること。なお、質問の提出後は、事務局宛に電話にて、到達確認を行うものとする。
  - イ 質問の受付期間は、令和 8 年 4 月 17 日(金)から 4 月 28 日(火)午後 5 時までとする。
  - ウ 質問に対する回答は、令和 8 年 5 月 8 日(金)から浦安市公式ホームページで公表する。
- (3) 応募書類の受付
  - 応募者は、次のとおり応募書類を提出すること。なお、作成方法の詳細は「『市史編さん業務委託』事業者募集における提出書類の作成要領」に従うものとする。
  - ア 受付期間
    - 令和 8 年 5 月 11 日(月)から令和 8 年 5 月 18 日(月)まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く）
  - イ 受付時間
    - 午前 9 時 ～ 午後 4 時（正午から午後 1 時を除く）
  - ウ 提出先
    - 浦安市 法務文書課（市役所 10 階・情報公開室内）

## エ 提出方法

浦安市公式ホームページから書式を入手し、必要な内容を整え、直接持参すること。

## オ 提出書類

提出書類については、資料1に示すとおりとする。全てA4サイズ（A3サイズの場合は、折込みとする。）とし、企画提案書表紙（様式6-1）をつけ左綴じとし（ファイル可）、書類名がわかるよう右端上部から順にインデックスを添付し、9部（正本1部、副本8部）提出すること。

- (ア) 参加申込書（様式2）
- (イ) 本業務の実施体制及び体制図（様式3-1及び3-2）
- (ウ) 業務受託実績（様式4）
- (エ) 総括責任者の業務実績内容（様式5）
- (オ) 会社組織図（任意書式）
- (カ) 会社概要（任意書式）
- (キ) 企画提案書（様式6-1及び6-2）
- (ク) 作業スケジュール（任意書式）
- (ケ) 見積書及び見積積算内訳（様式7-1、7-2及び任意書式）
- (コ) 納税証明書（1部は原本とし、その他は複写可）

## 6. 審査の手続き

### (1) 第一次審査（書類審査）

提出された応募書類を審査し、第二次審査に進む応募者（5者以上）を選定する。「浦安市市史編さん業務委託プロポーザル方式等事業者選定委員会」（以下「事業者選定委員会」という。）は、応募者が応募資格要件を満たしていることを確認した上で、「第一次審査評価基準」に基づき応募書類を評価し、評価の高い5者以上を選定する。

なお、参加資格要件を満たす応募者が5者未満の場合は、応募者が応募要件を満たしていることの確認をもって審査を終了するが、参加資格要件を欠いている応募者は失格とする。これ以降の手続きは、第一次審査に合格した応募者のみを対象とする。

### (2) 第二次審査（ヒアリングの実施）

事業者選定委員会は、提出された提案書及びヒアリング内容等について、「第二次審査評価基準」に基づき評価を行い、最高点を獲得した応募者（70%以上を獲得した者に限る）を業務の優先契約候補者として選定する。ただし、最高点を獲得した応募者が複数あった場合は、第二次審査評価点が高い応募者を優先契約候補者として選定する。最高点を獲得した応募者が、選定後に参加要資格件を満たさないと認められた場合、または提案書に明記された業務実施体制が著しく変わった場合等は、優先契約候補者としての資格を取り消し、次に評価の高い応募者と契約交渉を行う。

## ア 実施日時等

令和8年5月26日（火）に実施予定。時間及び場所については、第一次審査に合格した応募者に通知する。

## イ 応募者出席者

責任者及び主担当者（業務の中心的役割を担う担当者）を含め4名以内とする。

## ウ ヒアリング内容

提案書の内容に関する説明 20 分以内（プロジェクターの使用も可）及び質疑応答 15 分程度の 35 分程度とする。なお、説明は提出した提案書の記載内容を逸脱しない範囲とし、提案書の要点を簡潔にまとめたものとする。説明は主に主担当者が行うこと。

## エ その他

説明に必要なパソコンは、応募者側で用意すること（電源コンセント、プロジェクター、スクリーンは市側で用意する）。

### (3) 選定結果の通知及び公表

ア 第一次審査の結果については、応募者に書面及び E メールで通知する。

イ 第二次審査の結果については、第 2 次審査対象者に書面及び E メールで通知するとともに受託予定者（優先契約候補者）を浦安市公式ホームページで公表する。

### (4) 契約協議及び契約

市は、第二次審査の結果を踏まえ受託予定者（優先契約候補者）と業務内容及び契約金額等について協議し、協議が整ったときは速やかに契約締結業務を行う。協議が整わない場合、市は第二次審査の得点上位の者から順に同様の協議を行うものとする。

## 7. 提出書類の取り扱い

(1) 応募者から提出された書類は、応募者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある場合、不開示とする。ただし優先契約候補者の選定後において、優先契約候補者の提出した書類について開示請求があったときは、浦安市情報公開条例第 7 条の規定による不開示情報以外の部分を開示するものとする。

(2) 優先契約候補者にならなかった応募者の提出書類は、優先契約候補者の選定後、速やかに返却するものとする。

(3) 応募者から提出された書類は、審査に必要な範囲で複製することができるものとする。また、提出された書類（優先契約候補者が提出した書類を除く。）は、優先契約候補者を選定する以外の目的では使用しない。

## 8. その他

(1) 提案書に記載すべき内容について記載がない場合、当該内容の提案が無いものと判断する。

(2) 以下のいずれかに該当する場合は、提案を無効とする。

ア 複数の提案をしたもの（状況分けによる選択肢等はこの限りではない）

イ 虚偽の記載をしたもの

ウ 談合等の不正行為があったとき

(3) 審査及び選定結果に係る電話等での問い合わせには応じないものとする。

(4) 応募者は、審査・選定結果に対する異議を申し立てることはできない。

(5) 参加申込書および企画提案書等（以下「参加申込書等」という。）の作成および提出に係る費用は、すべて参加する事業者の負担とする。

(6) 本要項に定めのない事項および本要項に疑義が生じた場合は、協議により別途定める。